

富山県警察本部訓令第12号

富山県公安委員会審査請求手続に関する訓令を次のように定める。

平成28年 3月28日

富山県警察本部長 伊藤 泰充

富山県公安委員会審査請求手続に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、富山県公安委員会審査請求手続規則（平成28年富山県公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第29条の規定に基づき、富山県公安委員会に対する審査請求に関する手続に必要な事項を定めるものとする。

(審理官の指名等)

第2条 規則第3条第1項の規定による審理官は、警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）をもって充てるものとする。ただし、監察官室長が審理官として適当でないと認められるとき、その他迅速かつ公正な審理の実現のため必要があると認められるときは、警務部監察官（以下「監察官」という。）をもって充てるものとする。

2 監察官室長（前項ただし書による監察官を含む。以下この項において同じ。）は、2人以上の審理官が必要であると認めるときは、所属する職員のうち警部以上の階級にある者から審理官を選定するものとする。この場合において、監察官室長は、審理官が行う事務を総括するものとする。

3 規則第3条第1項の規定による審理官の指名の通知に関する事務については、監察官室長が専決できるものとする。

(審理経過調書)

第3条 審理官は、規則第3条第6項の規定による報告をするときは、審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して行うものとする。

2 前項の審理経過調書には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審査請求の件名、審査請求の日、審査請求人の氏名及び住所
- (2) 審査請求の要旨
- (3) 参加人がある場合は、その氏名及び参加の要旨
- (4) 処分庁等（審査庁が処分庁等である場合を含む。）の弁明の要旨
- (5) 審査請求人の反論及び参加人の意見がなされた場合は、その要旨
- (6) 口頭意見陳述を実施した場合は、その要旨及び補佐人の氏名
- (7) 参考人の陳述及び鑑定、検証並びに審理関係人への質問がなされた場合は、その要点
- (8) 審理官の職名及び氏名

(公文書の審査に関する規定の適用除外)

第4条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第50条第1項に定める裁決書については、富山県警察の文書管理に関する訓令（平成14年富山県警察本部訓令第11号）第21条及び第22条の規定は、適用しない。

（処分庁等が行う事務の専決）

第5条 審査請求に関して処分庁等が行う事務（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条の規定による弁明書の提出を除く。）については、次の各号の区分に従い当該各号に定める所属（富山県警察の処務に関する訓令（平成14年富山県警察本部訓令第29号）第2条第1号に掲げる所属をいう。以下同じ。）の長が専決できるものとする。

- (1) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に規定する審査請求 当該審査請求に係る処分を受けた者からなされた保有個人情報開示請求又は公文書開示請求に係る文書を保有し、又は当該開示請求の内容に係る事務を主管する所属の長
- (2) (1)を除く審査請求 当該審査請求に係る処分に関する事務を主管する所属の長

附 則（抄）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日富山県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（令和5年2月20日富山県警察本部訓令第4号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日富山県警察本部訓令第5号）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に、富山県公安委員会に対してなされた審査請求については、なお従前の例による。